

介護老人保健施設 パークサイドなごみ 施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人河和会が開設する介護老人保健施設パークサイドなごみ（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された入所者（以下単に「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、入所者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、入所者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、入所者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに入所者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 7 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 8 施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 パークサイドなごみ
- (2) 開設年月日 平成23年9月1日

- (3) 所在地 大阪府大阪市東住吉区公園南矢田三丁目 19 番 12 号
- (4) 電話番号 06-6606-2211 FAX 06-6606-2212
- (5) 管理者名 松田 直信
- (6) 介護保険事業者番号 介護老人保健施設 (2750880052号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者（医師） 1人以上
- (2) 医師 1人以上
- (3) 看護職員 10人以上
- (4) 介護職員 24人以上
- (5) 支援相談員 1人以上（介護支援専門員と兼務の場合あり）
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1人以上
- (7) 管理栄養士 1人以上
- (8) 介護支援専門員 1人以上（支援相談員と兼務の場合あり）
- (9) 事務員 適当数

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、入所者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士は、入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 事務員は、施設、設備の維持管理、人事・経理等の事務全般を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、100人（一般棟64人・認知症専門棟36人）とする。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び

心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに離床、着替え、整容等の日常生活上の世話、食事の提供、また機能訓練、健康管理、栄養管理、口腔衛生の管理、レクリエーション行事、相談及び援助とする。

(利用料及びその他の費用)

- 第 9 条 当施設は、法定受領代理サービスに該当する介護保健施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該介護保健施設サービスについて介護保険法第 48 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（告示上の額）から当施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。
- 2 当施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
 - 3 当施設は、前 2 項の支払いを受ける額のほか、別表の利用料一覧表に掲げる費用の額の支払いを受ける。
 - 4 当施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得る。
 - 5 当施設は、第 3 項に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の 1 ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(身体の拘束等)

- 第 10 条 当施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(褥瘡対策等)

- 第 11 条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第 12 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
- (1) 施設入所中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき利用者的心身の状態に影響を与える栄養状態の管理を一

ビス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

- (2) 面会：午前 9 時から午後 20 時までとする。
- (3) 消灯時間：夜 21 時とする。
- (4) 外出、外泊：窓口へ申請書を提出のうえ、必ず許可を得ること。
- (5) 飲酒、喫煙：入所中の飲酒、喫煙は施設長の許可を得た方以外は禁止する。
- (6) 金銭、貴重品の管理：原則として、金銭、貴重品は預からない。また、紛失、盗難等の責任は負わない。
- (7) 外泊時等の施設外での医療機関での受診：必ず事務所へ連絡すること。

(禁止事項)

第 13 条 当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、入所者に下記の事項について禁止する。

- (1) 「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止
- (2) 自己の利益のために他の人に迷惑や被害をおよぼすことを禁止
- (3) テレビやラジオの音量をむやみに大きくすることを禁止
- (4) 指定した場所以外での火器の使用を禁止
- (5) 施設の備品等の持ち出しを禁止
- (6) 他の人に金銭・物品の貸借をすることを禁止
- (7) 施設内のルールや風紀を乱すことを禁止
- (8) 職員の指示や指導に反する行為を禁止
- (9) 施設内の備品や物品の位置を無断で変えることを禁止
- (10) けんかや口論をすることを禁止
- (11) 他の入所者及び当施設関係者への迷惑行為を禁止
- (12) ペットの持込を禁止

(非常災害対策)

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、施設管理者とは別に定める。
 - (2) 火元責任者には、施設職員を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 入所者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 15 条 当施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 全 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 当施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町村及び入所者の家族に連絡を行うとともに必要な処置を講じる。
- 3 当施設は、前号の事故の状況及び事故に際してとった処置等を記録する。
- 4 当施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(職員の服務規律)

第 16 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 17 条 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 18 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人河和会パークサイドなごみの就業規則による。

- 2 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(職員の健康管理)

第 19 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 20 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(苦情処理)

- 第 21 条** 当施設は、提供した介護保健施設サービスに関し、入所者及びその家族からの苦情があった場合、管理者の責任において支援相談員が迅速かつ適切に対応し、結果並びに改善の必要性及び方法について報告を行う。
- 2 当施設は、介護保健施設サービスに関し、入所者及びその家族からの苦情を受け付けるための相談窓口及び備え付けのご意見箱を設置する。
 - 3 当施設は、介護保健施設サービスに関し、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って速やかに必要な改善を行う。
 - 4 当施設は、提供した介護保健施設サービスに関わる入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って速やかに必要な改善を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

- 第 22 条** 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 23 条** 当施設は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は擁護者（入所者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 24 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に閲覧可能な状態にする。
- 3 当施設は、介護保健施設サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供了した日から最低 5 年間は保存する。
- 4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人河和会の理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 23 年 9 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 26 年 7 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 26 年 8 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 26 年 8 月 11 日より施行する。
この運営規程は、平成 26 年 9 月 11 日より施行する。
この運営規程は、平成 27 年 6 月 22 日より施行する。
この運営規定は、平成 27 年 8 月 11 日より施行する。
この運営規定は、平成 28 年 2 月 11 日より施行する。
この運営規定は、平成 28 年 6 月 11 日より施行する。
この運営規定は、令和 1 年 10 月 1 日より施行する。
この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、令和 3 年 8 月 1 日より施行する。
この運営規程は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。
この運営規程は、令和 6 年 8 月 1 日より施行する。

(別表)

入所利用料一覧表

項目	金額		備考
食事の提供に要する費用 (内訳)	1日当たり	1,500円	
	朝食	230円	
	昼食	610円	
	おやつ	50円	
	夕食	610円	
居住に要する費用	多床室（4人室）	850円	
	従来型個室	1,900円	
特別な室料	特別室	1日につき 1,000円 (税別)	テレビ・家具・洗面
特別な食事代		1回につき 実費	特別なメニューの加算
日用品費		1日につき 200円 (税別)	タオル、シャンプー、石鹼等（委託業者）
教養娯楽費		1回につき 実費	レクリエーション等の材料費
電気使用料		1日につき 50円 (税別)	持ち込み電化製品1品につき
テレビ使用料		1日につき 100円 (税別)	テレビのレンタル
イヤホン代		1個につき 400円 (税別)	テレビ用ステレオイヤホン
私物洗濯代		1日につき 185円 (税別)	（委託業者）
衣類リース代		1日につき 300円 (税別)	（委託業者）
理美容代		1回につき 実費	（委託業者）
健康管理費		1回につき 実費	予防接種や健診
診断書交付料	1診断書	2,000円 (税別)	X線・心電図実施 +4,000円 便検査実施 +2,000円 関節可動域測定 +3,000円
その他入所者の希望によるもの		実費	その他の日用品及び嗜好品や趣味活動に係る材料、文書作成など

※1 食事の提供に要する費用及び居住に要する費用について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方には、当該認定証に記載されている負担限度額となります。なお、居住に要する費用について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者には、多床室の額の支払いを受ける。

※2 居住に要する費用について、外泊中は居住費を徴収できるものとする。ただし、外泊中のベッドを短期入所療養介護、又は、介護予防短期入所療養介護を利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所療養介護利用者、又は、介護予防短期入所療養介護利用者より短期入所の滞在費を徴収する。

基準により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の算定する方には、多床室の費用の額となります。